

特 248

200

和
七
年
十
二
月

東京地方職業紹介委員會答申

東京地方職業紹介事務局



0036952-000

特 248-200

東京地方職業紹介委員會答申

東京地方職業紹介事務局

昭和 7

AGF

特248
200

發社第九八號

東京地方職業紹介委員會

發行所寄贈本

管内大都市ニ於ケル各種勞務ノ需要供給ヲ圓滑ナラシムル爲職業紹介事業ノ
現狀ニ鑑ミ職業紹介所ノ設置、管理及經營上施設改善ヲ要スヘキ具體的事項
ニ關シ其ノ會ノ意見ヲ諮フ



昭和七年九月一日

內務大臣 男爵 山本 達 雄



收業第八八八號

昭和七年十一月二十八日

東京地方職業紹介委員會會長 香坂昌康

內務大臣 男爵 山本達雄殿

昭和七年九月二日付發社第九八號ヲ以テ諮問相成候大都市ニ於ケル職業紹介事業ノ現狀ニ鑑ミ職業紹介所ノ設置、管理及經營上施設改善ヲ要スヘキ具體的事項ニ關シ慎重審議ヲ遂ケ別紙ノ通り決議及答申候也

發給市官認本

答 申

大都市ニ於ケル職業紹介ノ地方的中小都市ト同一視スヘカラサルハ産業發達ノ程度、人口ノ集中、失業者ノ増加並職業種類ノ多岐等全ク相異ルモノアルカ故ニシテ大都市ハ是等諸事情ニ即スル職業紹介所ノ運営ヲ圖ルニ非サレハ所期ノ效果ヲ舉ケ難キモノアリト信ス
由來職業紹介ノ組織ハ單一都市又ハ一職業紹介所ノ完備ヲ以テ足ルモノニ非ス宜ク國家的統制ノ下ニ全國ヲ通シ大小ノ各職業紹介所ヲシテ聯絡協同ヲ密ニシ只一箇ノ労働市場タラシムルコトヲ以テ理想トス仍テ政府ハ急速ニ國營ノ實現ヲ期スルノ要アリト認ム

然レ共現行制度ニ於テハ如斯理想ヲ達成スルコト頗ル困難ナルノミナラス反テ屬々都市ノ特殊の諸事情ニ制セラレ斯業ノ機能ヲ全幅ニ發揮シ得サルモノアルモ現下大都市ニ於ケル労働市場ノ特殊の地位ニ鑑ミ各種勞務ノ需要供給

ノ調節ヲ圓滑ナラシムル爲職業紹介所ノ設置、管理及經營ニツキ施設改善ヲ要ス可キ具體的事項ヲ舉クレハ左ノ如シ

一、大都市ハ中央職業紹介所ヲ設ケ一般職業紹介ヲ取扱ハシムルト共ニ左記事項ヲ管掌セシムルコト

(イ) 各種職業紹介所ノ統制並運用ニ關スル事項

(ロ) 各職業紹介所ノ勞働交換ニ關スル事項

(ハ) 職業紹介管理委員會ニ關スル事項

(ニ) 職業紹介並失業ニ關スル統計其他情報ノ蒐集ニ關スル事項

(ホ) 失業者共濟ニ關スル事項

二、大都市ハ職業紹介所ノ管理、經營ニ關シ左記ノ組織權限ヲ有スル職業紹介管理委員會ノ制度ヲ設クルコト

(イ) 職業紹介管理委員會ハ市長ノ任命ニ係ル市民ノ代表者、使用者ノ代表者、被使用者ノ代表者、中央職業紹介所長等ヲ以テ組織スルコト。

(ロ) 市長ハ左記事項ニ關シテハ豫メ職業紹介管理委員會ニ諮問スルコト

(一) 職業紹介所ノ設置分合廢止

(二) 職業紹介所ニ關スル豫算

(三) 職業紹介所職員ノ任免

(ハ) 職業紹介管理委員會委員ハ職業紹介所長ノ同意又ハ同委員會ノ決議ニ依リ職業紹介所ニ於ケル文書及簿冊ノ檢閲ヲ爲シ得ルコト

(ニ) 職業紹介管理委員會ハ都市ノ職業紹介事業ノ經營ニ關シ市長ニ建議ヲ爲シ得ルコト

(ホ) 職業紹介管理委員會ハ隨時又ハ定時ニ(少クトモ三ヶ月毎ニ必ス一回)招集スルコト

三、大都市ハ産業ノ事情、交通ノ關係並勞働者居住ノ狀況等ヲ考慮シ管轄地區ヲ定メ其ノ樞要ノ地點ニ各々職業紹介所ヲ設クルコト

各地區ニ於ケル職業紹介所ハ所在地區ノ産業、勞働並社會ノ諸事情ニ應シ

適當ナル部門ヲ設クルコト

六

四、大都市ハ適當ナル地域ニ俸給被傭者、少年少女、専門職工、戸内使用人、除隊兵等ノ各専門職業紹介所ヲ必要ニ應シ一ヶ所又ハ數ヶ所ヲ設クルコト

五、少年職業紹介所ハ少年ノ就職後ノ輔導機關ヲ特設シ特ニ勞働保護教育保護ニ留意シ左ノ施設ヲ完備スルコト

(イ) 職業指導並相談ニ關スル研究機關

(ロ) 地方出身少年職業紹介専門部

(ハ) 少年職業輔導委員會

六、大都市ハ日傭勞働者ノ居住關係並員數等ヲ考慮シ管轄地區ヲ定メ日傭勞働者専門職業紹介所ヲ設クルコト

日傭勞働者専門職業紹介所ニハ必要ニ應シ土木建築勞働者ノ爲専門部門ヲ附設スルコト

七、日傭勞働専門職業紹介所ニハ必要ニ應シ地區ヲ定メ支所ヲ設クルコト

八、大都市ノ職業紹介所ハ其ノ取扱種別ニ順ヒ規格ヲ定メ設備職員ノ配置等ヲ適切ナラシムコト

九、大都市ハ中央職業紹介所ヲシテ都市内ニ於ケル私設公益職業紹介所ノ勞働交換ノ事務ヲ取扱ハシムルコト

十、大都市ハ勞働交換ノ事務ヲ刷新スル爲専用電話ヲ設置スルコト

十一、大都市ハ職業紹介所職員ノ任用資格ヲ定ムルト共ニ職員ノ地位ヲ確保スルコト

十二、大都市ニ於ケル雇傭員又ハ公營事業従業者ノ採用ハ職業紹介機關ヲ通シテ之ヲ行フコト

十三、日傭勞働紹介所ヲシテ勞務供給請負ヲ爲スノ權能ヲ與フルコト

十四、大都市ハ失業共濟施設ノ完備ヲ期シ關係勞働者ヲシテ全部強制加入セシムルコト

政府ハ前項ノ施設ニ對シ速ニ國庫補助ノ途ヲ講シ都市ノ失業共濟施設ノ發

七

達ヲ圖ルコト

十五、大都市ハ職業紹介機關ノ充實ヲ圖ル爲左記事項ノ實現ヲ期スルコト

- (イ) 都市内ニ於ケル私設公益職業紹介所ニ對シ經費補助ノ制度ヲ設クルコト
- (ロ) 信用保險制度ヲ特設スルカ又ハ信用保險會社ト特別ノ協定ヲ結ヒ就職者ノ信用保證ノ途ヲ講スルコト
- (ハ) 各地區職業紹介所ニ内職紹介ノ專門部ヲ設クルノ外授産又ハ再教育施設ヲ附帶セシムルコト

